

2024年4月5日

2024年度以降に取り組む新規商品類型の選定結果について

(公財)日本環境協会
エコマーク事務局

2023年10月1日から31日に行った新規商品類型提案の募集に寄せられた提案、ならびに事務局からの提案を、エコマーク企画戦略委員会（第43回：2023年12月開催、第44回：2024年3月開催）で審議した結果、以下の案件を、2024年度以降に着手する新規商品類型化(商品類型の見直しを含む)の候補としてさらに継続検討することとなりましたので、お知らせします。

1. 新規商品類型化(商品類型の見直しを含む)の候補として継続検討とする案件

継続検討を行い、基準策定委員会設置の目途が立った時点で、正式に「選定」とする旨を公表し、委員の公募など基準策定委員会設置等の手続きに入ります。基準策定が困難な場合は「不選定」を決定します。

案件名	継続検討とする理由等の要旨
空港ラウンジ	フライトの間際に乗客が快適に過ごすためのサービスを提供する、国内外の主要空港に設置された待合室。空港事業者のさらなる環境配慮への取り組みを喚起するとともに、サービス利用などを通じた消費者への認知拡大を図ることが期待される。通常の小売店舗や飲食店などとは異なる客層（特にインバウンド）に対する環境配慮の情報発信の拠点としても最適な場と考えられるため、新規商品類型化の候補として継続検討とする。
コンクリート用保護材・防水材	コンクリート用保護材は、構造物の長期使用を目的にコンクリートに塗布する薬剤である。土木学会では、保護材の各劣化因子抑制効果に関わる試験方法規格（案）が公表されているが、実施工による経年評価の知見がまだ十分に得られていないとの指摘もある。そのため、No.131「土木製品」認定基準にコンクリート用保護材の追加（項目設定）が可能なかを基準策定委員会にて継続検討とする。
マスバランス方式によるバイオマス由来特性を割り当てたプラスチックを使用した不織布マスク・衛生材料	不織布マスクや衛生材料は、現行のNo.104「家庭用繊維製品」等の適用範囲であり、再生材料（リサイクル繊維等）やバイオマスプラスチック・合成繊維の使用が主な認定要件となっているが、衛生面からリサイクル繊維等の使用が進んでいない分野である。そのため、2022年9月に定めた「エコマーク認定基準における「バイオマス由来特性を割り当てたプラスチック」の取扱方針」に基づいてマスバランス方式によるバイオマス由来特性を割り当てたプラスチック・合成繊維の使用を、選択肢の一つとして追加する認定基準の部分改定を検討する。

2. 追加調査を実施する案件

現時点で新規商品類型化の候補とまではなりません、その可能性を探るため、追加調査を実施するとした案件は以下の通りです。

案件名	追加調査する理由等の要旨
温水器	建築物（住宅等）に設置される給湯器などの温水器等は、国のグリーン購入法の特典調達品目でも対象となっており、環境配慮型商品の使用が推進されているところである。省エネ法に基づくエネルギー消費効率や資源循環（易分解性、再生材料の使用等）などライフサイクル全体を通じた環境負荷低減に資する基準化の可能性や、ニーズなどのヒアリング調査等を行う。
電池	電池は一次電池（乾電池など）や二次電池の種類があるが、グリーン購入法では、一次電池と二次電池を対象に「判断の基準」に最小平均持続時間等の基準が示されている。この「判断の基準」をベースとして、使用推奨期限の長期化や環境に配慮した包装材料なども含めた基準化の可能性や、ニーズなどのヒアリング調査等を行う。

以上